

**基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について**  
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位:千円

基金の名称	富山県子育て支援対策臨時特例基金	
基金設置法人名	富山県	
基金の額		今回造成額 174千円
		造成完了時における残高 338,353千円
	(うち国費相当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 331,459千円
基金事業等の概要	○保育所等緊急整備事業・認定こども園整備事業 私立の保育所、認定こども園の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する費用の一部を補助する事業	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	平成32年度当初
	採択事業の最終的な終了予定時期	平成32年度末
	基金の解散予定時期	平成33年5月末
基金事業等の目標	保護者が子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、保育所等の計画的な整備その他子育てを支援する施策を実施	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	事業担当課において要綱に基づいて募集し、知事が決定	
その他の事項		